

令和 7 年

亀山市教育委員会 11 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 11月定例会会議録

### 1. 日 時

令和7年11月25日（月）午後1時30分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

### 3. 出席委員

教育長	中原 博
1番委員	大平 雅章
2番委員	吉岡 洋子
3番委員	若林 喜美代
4番委員	宮村 由久

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育部長	大平 守
子ども未来部長（以下子ども部長）という。）	高宮 綾子
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻生 俊哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武居 政敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落合 努
図書館長	高重 京子
子ども政策課長（以下子ども課長という。）	草川 温子
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加藤 剛
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北川 恵美子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡邊 尚也
子ども政策課子ども総務グループ主幹（兼）グループリーダー	早川 美紀

教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。） 中野 貴 晶  
教育総務課教育総務グループ主任主事 岩谷 千 夏

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（若林喜美代委員）

4番委員（宮村由久委員）

## 7. 会議録の承認

10月定例会

## 8. 教育長報告

教育長 （令和7年11月定例会教育長報告に基づき報告）

## 9. 議案

教育長 議案第54号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第54号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」であります。提案理由としましては、亀山市立加太小学校の学校運営協議会委員について、関係組織の人事異動等に伴い、亀山市学校運営協議会規則第8条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和7年12月4日付で亀山市学校運営協議会委員に委嘱することについて委員の議決を求めるものです。詳細につきましては学校課長より説明いたします。

（資料に基づき説明）

（異議はなく、議案第54号は可決される）

## 10. 報告事項

教育長 報告事項1「令和7年12月教育委員会事務局補正予算について」説明を求める。

（総務課長、学校課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

- 教育長 報告事項2「学校給食費改定の予定について」説明を求める。  
(総務課長詳細説明)
- 若林委員 来年4月から、小学校児童が5,400円、中学校生徒が5,800円となることについて、異論があるわけではないが、この金額は、他市や近隣の状況と比べるとどうなのか。
- 総務課長 今年度の北勢地域の情報としまして、まず桑名市が今年の10月現在で小学校の給食費5,700円、中学校の給食費6,100円となっています。四日市市については、小学校低学年が4,400円、高学年が4,600円、中学校が4,900円です。鈴鹿市は、小学校が4,800円、中学校が5,400円です。他市も様々なコメントをしていますが、現状非常に厳しいということで、先ほど申し上げた値段から、さらに値上げを検討すると聞いています。
- 宮村委員 来年度の値段については、無償化や交付金の見通しもまだ決定しておらず、現段階は未定ということで理解する。今回の資料は、今回の会議用の資料であるのか。
- 総務課長 この資料につきましては、12月市議会の中で、予算補正や来年1月の価格改定を含め、教育民生委員会の場で説明させていただく予定をしています。
- 宮村委員 保護者に対する資料ではない旨、理解した。資料8ページ「2令和8年4月以降」の部分で、おそらく間違いではないと思うが、分かりにくい部分があるため教えていただきたい。まず、「令和6年4月時点と比較・・・消費者物価指数の上昇を参考にすると1食当たり15円程度となるが、保護者の負担を考慮し、副食の上昇分は1食当たり4円とする」の根拠を教えていただきたい。また、その次に全国の消費者物価指数が示されているが、令和6年4月と令和7年9月の比較で+9.1%となっている。この数値と15円との関係性はどのようになっているのか。
- 教育部長 まず9.1%の上昇について、その表の下に計算式がありますが、副食の項目の令和6年4月時点の相当額167.4円の9.1%が15円となります。この中で、なぜ15円を4円まで下げたかという理由ですが、「保護者の負担を考慮し」という文言に凝縮させてしまっていますが、この15円をそのまま採用し

ますと、現行の給食費と比べまして、800円程度の値上げになります。一方、これを4円として計算すると600円程度となり、最終的に今結論として我々が出している数値となります。これは、4月以降に交付金等の支援がなかった場合、小学校でいいますと現在の4,400円の保護者負担に対し5,600円となり、1,200円の値上げの感覚を受けることとなります。どの程度まであげても値上げは値上げと捉えられなくもないですが、この幅を少しでも抑えるように、1,000円程度で抑えたいという想いもあり、保護者の負担を考慮しというところに凝縮をさせ、4円で換算させて増額分を36円とし、結果600円増額という計算を成り立たせています。ある種逆算対応という部分もあります。

宮村委員  
教育部長

この考え方は、今後動く可能性もあるのか。

しばらくの期間はもう変えられないと考えています。現在まで、給食調理の現場や発注の仕方、献立の立て方等で様々な工夫をしていただいております、今後も引き続き工夫が必要となりますが、副食の4円増というところで何とか実施していく方向を考えています。

教育長

1,000円という切りのいい数値を選択したということになる。980円とか950円にした方が、当然1,000円よりも安くなるが、本来はそういう問題ではない。1,200円上げる必要があればあげる方がいいのであるが、保護者負担等を考慮し、この計算とした。ただ、無償化と言っても、今一番話題になっているのが補助金になる可能性があるということである。無償化した部分は、全国で例えば4,700円とか一律で値段が決まる。よって、それより高い給食費の自治体は、当然ながら保護者負担となるし、全て国が補助してくれたらいいが、半分は国、半分は地方自治体という場合もある。その考え方は無理ではないかと全国の市長会で話が上がっている状況である。半分出せる自治体はいいが、半分出せない自治体は無償化ができないのかということになり、紆余曲折はあると考えられる。

宮村委員

資料に戻るが、やはり数値の根拠が分からない。参考の表の中では、令和6年4月の食料が116.4円となっているが。その

下の算式の副食では、令和6年4月時点での副食相当額が167.4円となっている。この数値はどこにも出てこない。

教育部長  
宮村委員  
大平部長  
教育長

出てきていません。表は指数であり、円ではありません。

この参考表は必要か。

9.1%を導く資料とはなっていますが・・・

委員ご指摘の部分については、他の方も理解しづらい部分もあるかと考えられるため、少し資料について確認いただきたい。

若林委員

給食費の保護者負担になっている部分については、食材費に充てられているということは理解している中で、先ほどの説明の中で、亀山市よりももっと高額な給食費である自治体があった。これは、本当はもっと亀山市の子どもたちは高額な給食を食べているが、保護者負担としては市の努力により押さえているということであるのか。

総務課長

栄養教諭等が工夫・努力し、献立を考えていただいているということです。

若林委員

質的にも問題ないということか。

総務課長

はい、そのとおりです。

吉岡委員

亀山中学校と中部中学校のデリバリー給食については、改定はないのか。

総務課長

デリバリー給食については、令和6年度に一度改定を行っていますが、現状は、企業努力を行っていただきながら、今の価格で水準を落とさないようしていただいています。よって、改定はありません。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長

報告事項3「盗撮防止に向けた対策について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長

学校のiPadで撮影しても管理簿に記入する必要があるのか。

学校課長

デジタルカメラだけではなく、基本的に職員が持っているiPad等で撮影する部分についても、記載する必要があります。ただ、あくまで児童生徒を撮影する場合に限定していますので、児童生徒が映らないものであれば、管理簿に記入する必要はありません。

教育長

例えば、花の朝顔の撮影であれば問題ないということか。

- 学校課長            そのとおりです。市の掲示物等も含め、何か対象物を指定しているものではありません。
- 教育長              これによって、意図的に撮影するようなある種の趣味というか、そのような例に対して抑止力がかかるということか。
- 学校課長            そのとおりです。
- 大平委員            資料14ページの2(3)について、「学校指定の共有フォルダ等に保存した後、撮影者以外の教職員による確認のもと、端末、記録媒体等の画像・映像データを速やかに削除すること。」とあるが、これは教職員の撮影以外の教職員が確認するのであって管理者ではないということか。管理者が確認しなくてもいいという判断か。
- 学校課長            そのチェックについては、撮影者以外の教職員としていますが、その記録をした管理簿の最終的なチェック、最終確認は管理者である校長になりますので、そのような管理体制をとることとしています。
- 大平委員            資料16ページのQ5について、「児童生徒の生命・身体に係る事故で緊急に撮影する場合はどのようなものか」とある。中学生の事案になるが、例えば部活動中に何か異常が発生した場合に、顧問はその場にタブレットやiPadを持って行っているのか。
- 学校課長            現状はあくまで事前許可となるため、緊急性がある事案についても私的端末を使うことが如何なものかという指摘もある中で、生命を重視するという観点から、使用せざるを得ない場合があるかと思います。ただ、全ての教職員が部活動中に端末を必ずしも持っていないと思われれます。
- 教育長              以前は、卒業式に入学当時や学校行事の様子が映像で流れたりしたこともあったと記憶しているが、このようなことも難しくなるのか。データは年度ごとに処分が基本となるのか。
- 学校課長            資料16ページのQ8にあるように、あくまで利用目的を超えた画像映像データについては削除することとなっていますので、卒業式や周年行事等に使用するものとして残しておきたいものについては、その利用目的が終わるまでは保存することになるかかと思えます。それぞれの学校において、整理いただければと思います。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項4「休日における亀山市中学校部活動の地域展開に係るモデル事業について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

大平委員 地域展開としたタイミングで、例えば子どもたちの大会が基本的に土曜日・日曜日が多いと思うが、そういった場合は顧問が引率するのか。若しくは地域展開の責任者が引率するのか。

2点目として、資料30ページの表について、この参加率は、教育委員会で想定していた数字が出ているのか、それとも課題が残る数字なのか。個人的には、種目によってはかなり低いと感じられる。総合教育会議にて意見として言わせていただいたが、選択が自由になると、やはり参加率がかなり落ちるということで、休みの日の生活時間の消化の仕方にすごく懸念がある。やはり、部活の一環として、土曜日や日曜日についても、この地域展開の中で基本的にもう少し参加率を上げるような方策というか、方向性に持っていくことを、検討した方がいいと考える。

学校課長 大会の参加について、特に土曜日や日曜日の大会であれば、基本的に地域クラブ活動から大会に参加する場合は地域クラブ活動の指導者が引率します。ただ、大会も様々で、いわゆる中体連主催の大会もあれば、各競技種目の主催の大会等もあります。その中で、例えば中体連の大会に、平日に行っている学校部活動の枠で参加しようとした場合は、学校の教員が職務として引率することはできません。現状はこの形だとは考えていますが、大会のあり方や今後の他市町の動きも含めて、変わってくる場合もあり、未知数な部分もあります。

2点目の数字に関しては、特に想定していた数字はありませんが、他市町の状況等を考えると、もう少し低いかなど思っていました。モデル事業としては回数も少ない中で、また日にちも決まっている中で、一定数の参加希望があったのではと思っています。ただし、陸上競技の参加率が低いことに関しては、陸上競技はこのモデル事業ではなくても、いわゆるクラブチームのようなものが亀山市だけに限らず他市も含めて所属している方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では数字的には特に良い悪いの判

断は行っていません。また、休みの生活の仕方について、昨年度実施しました子どもたちへのアンケートでは、休日の過ごし方については3分の1程度の子が今の部活動をそのまま土曜日・日曜日にしたいという結果であり、一方では部活動以外に使いたい・お休みにしたいという児童生徒もいます。あくまで児童生徒が選ぶ選択肢があり、やりたいことがやれる環境、他のことができる環境、これが今の時代といたしますか、ふさわしい時間の使い方をしているのかなと個人的には思います。

教育長 部活動の地域展開については、積極的に情報発信を行うが、ただ、それに必ず行ってくださいということでもない。様々な受け皿があり、家でお手伝いするのも大事なことでもある。そのような考え方である。

宮村委員 今回のモデル事業の代表者4名は教職員か。  
学校課長 そうでない方も含まれています。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項5「生徒指導について」説明を求める。  
(学校課長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項6「図書館利用状況について」説明を求める。  
(図書館長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項7「亀山市子ども計画(仮)骨子案について」説明を求める。  
(子ども政策課長詳細説明)

大平委員 感想となるが、小中高生のアンケート調査の中で、「お母さんや家族と一緒に遊びたい」や「話を聞いてほしい」、「目標達成の方法と一緒に考えてほしい」といった意見があがっている中で、資料19～20ページの表を見ると、相談できない子がいて、インターネットやSNSに依存していくのではないかと感じてしまう。そのような部分の数値ができるだけ伸びないように取り組む必要があるのではと思う。同じく資料25～26ページに

ある文化的貧困の世帯とあるが、要は家庭と子どもが接する時間が少ないという意味合いと理解するが、そのような子どもたちが特にSNS依存になりがちになるのではと懸念している。そのような部分の取組を考えていただきたいと思う。

若林委員

「子どもまんなか」の施策ということで、とてもいいことだと思う。今回の計画策定にあたっては、子どもや若者の意見を把握し、それを計画に生かしていくことが、重要な狙いになっている。その中で、子どもたちの意見の中に、雨の日でも暑くても寒くても遊べる場所が欲しいという意見が、幼児や小学生にある。この辺りを考えたときに、先日の総合計画審議会でも意見として挙げたが、亀山市では児童センターが図書館の近くの中心部に位置し、例えば放課後や学校が振替等で休みの時に、学童保育所に行けない子を補完する役割を担っていると考えている。これが中心部だけであると、その支援を受けられない子どもが多いのではないか。子どもの人口の多い、年少人口の多い北東部の川崎地区や井田川地区では、こういう公共施設が少ない。保育園や学童保育所以外には施設がない中で、この辺りの子どもたちの意見を聞くのであれば、今すぐとは言わないが、児童センターを1ヶ所ではない方がいい。これから子どもの数も減ってきて、保育園や幼稚園数も減っていくと思われるので、児童センターがもう1箇所あれば、そういった本当に支援のいる子、学童にも行けないような子どもたちを補完するという意味で、例えば日曜日にお父さんやお母さんが仕事で行っている家で子どもだけが家にいるという家庭は絶対あると思うので、そういった子どもたちのことも考えてあげられればと考えている。意見としてであるが、ぜひ今回の計画への反映は難しかったとしても、次回以降に繋がっていくようなことができればと感じる。

宮村委員

計画の体系について、今回はこども基本法に基づき、こども計画を策定するという説明の中で、これまで作ってきた子ども・子育て支援事業計画や様々な計画を包含する計画という説明があった。こども計画は法律に基づくものであるため、最上位の計画として認識してもいいのか。また、こども計画を最上位計画とした時に、それぞれの個々の法律に基づく子ども・子育て支援事業計

画等は包含いわゆる吸収されるという考え方でいいのか、そうではなく並立させるものであるのか。

子ども課長      それぞれ計画は、個別法に基づき策定されることになっています。よって、子ども・子育て支援事業計画や子どもの貧困対策計画も法律に基づき、努力義務や義務規定により定めるものです。その中で、こども基本法に基づくこども計画は、他の個別法に基づく子どもの貧困対策計画等も含めて策定することが可能とされています。よって、子ども計画の中に別の計画を含めて策定しているという形になります。

宮村委員      では、こども基本法に基づく亀山市こども計画は、そういう意味ではあるならば、個別法に基づいて作ってきた計画以外の部分で、何か新たな計画や視点等があると思われるが、その盛り込まれた部分はあるのか。

子ども課長      特に代表的なものとして、体系の中で「2①子ども・若者の権利の保障」という部分になります。計画策定の中で、こども施策に関しては、子どもや子育て世帯の意見を聴くように努めなければならないという規定があり、今までは個別で作っていたものを新たに必要になった視点ということで、追加しています。

教育長      要は個別の計画は作らないという認識でいいのか。

子ども課長      そのとおりです。

教育長      であるため、例えば貧困対策として、収入の少ない方へアンケートを行ったりしているということではないか。

宮村委員      教育長からあったように、そういう意味で理解していいのか。こども計画が今回一本化されたということか。個別法により包含した計画も並立していくということではないのか。

子ども部長      子どもに関する計画としては、形としては亀山市こども計画1本になりますが、その中に、記載のあるそれぞれの計画が無くなる訳ではなく、子ども・子育て支援事業計画は包含し、個別法に基づくそれぞれの計画の必要な内容・視点を取り入れつつ一本化しているということになります。

宮村委員      あくまで吸収ではなく、包含か。例えば子ども・子育て支援事業計画については個別法に基づき5年ごとに更新していくということではないのか。

- 子ども部長      ご指摘のとおり、子ども・子育て支援事業計画は5年の計画期間で改定をしますので、今後も、そのスパンで実績を見直しながら、改定をいたします。
- 教育長            こども計画の中にそのような小項目があって、それで完了というものではないのか。
- 子ども部長      こども計画の中に子ども・子育て支援事業計画の中身を含んでいます。よって、資料3ページにある計画期間のとおり、亀山市子ども・子育て支援事業計画は5年の計画期間で改定・見直しを行いますので、こども計画もそれに合わせて見直し・改定を行っていきます。また、他の個別法に基づく計画も既に子ども・子育て支援事業計画に含んだ形になっていますので、結果的にはこども計画に一本化されるということになります。
- 教育長            子どもの貧困対策計画はあるのか。この内容もこども計画に包含されるということではないのか。また、ひとり親家庭等自立促進計画等はどうなのか。
- 子ども課長      形としてはこども計画に包含されていますので、策定されているかどうかを問われた場合には、こども計画に包含された形でひとり親家庭等自立促進計画を策定していると返答することになります。
- 教育長            そのひとり親家庭等自立促進計画には更新サイクルは存在しないのか。例えば3年や5年とか。子ども・子育て支援事業計画だけが5年サイクルであり、それ以外の個別計画の更新サイクルは無いという理解でいいのか。
- 若林委員        令和12年度からこども計画が一本になり、その中に幾つかの計画が含まれた形になるという理解でいいのか。
- 子ども部長      今年度にこども計画を策定しますので、その段階で子ども・子育て支援事業計画はその中に包含されます。昨年度、子ども・子育て支援事業計画を改定するタイミングでこども計画を策定する市町もありましたが、亀山市は1年ずれた形として、今年度のこども計画を策定するときに組み込む形で一本化する予定です。
- 教育長            そのタイミングで、子ども・子育て自立促進計画やひとり親家庭等貧困対策計画も含まれるということか。
- 子ども部長      それらの計画の内容は以前から含まれています。

- 吉岡委員 計画の体系の「2⑥子ども・若者の心お健康づくりと自殺対策」について、全国的にこういう子どもや若者が多いからこのような施策が挙げられているのか。亀山市独自のものであるのか。若しくは、何かあってからでは遅く、小中高生の自己肯定感を高めるものであるとか、背景等教えていただきたい。
- こども課長 こども計画策定に係るガイドラインの中で、方向性として、自殺対策については取り組むものとして挙げられおり、その観点も必要ではないかということで、今回改めて項目として挙げました。具体的に亀山市において特に子どもの自殺が多いとか、そのような事実や課題を把握しているものではなく、あくまでガイドラインに沿った形で記載をしています。加えて、すでに子どもの自殺対策に関しまして、市として取り組んでいる部分もあり、新たに記載をさせていただいたものです。
- 吉岡委員 市としてどのような事に取り組んでいるのか。
- 子ども課長 自殺予防の啓発等を行っています。
- 教育長 自殺対策はあるが、項目として性犯罪や性暴力がない。これは心の健康づくりに包括されているのか。
- 子ども課長 確認いたします。
- 教育長 包括的性教育として、三重県の「ありのままでみえっこプラン」の中で、市民の意見としてよく出ている。「子ども」、「若者」とあるが、これは就学前と就学後の方たちを対象としているのか。
- 子ども部長 こども基本法に基づき、「心身の発達の途上にあるもの」という定義がなされているため、今までのように、年齢で何歳までというような区切りではなく、誕生から青年期まで、青年期も30代や40代も含まれるので、幅広くなっています。
- 教育長 そうなると、以前よりも増して、子ども未来部と教育委員会が実施しようとする内容は同じ方向を向いていないといけないと感じる。
- 子ども部長 こども計画のそれぞれの施策につきましては、教育委員会をはじめ、各関係部署と調整等をさせていただいて進めますので、同じ方向で進められるよう努めます。
- (ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項8「教育委員会行事及び予定について」説明を求め  
る。

(総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

報告事項9「後援事業について」資料確認

## 1 1. その他

図書館長 児童書読み放題パックについて

12月のイベントについて

教育部長 第5回臨時会書面会議結果について

## 1 2. 閉会

午後3時23分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員